

3. 上位・関連計画における景観形成の方針

(1) 上位計画

①第三次宇部市総合計画 後期基本計画（平成18年2月）

【求める都市像】

活力とやすらぎに満ちた国際交流都市

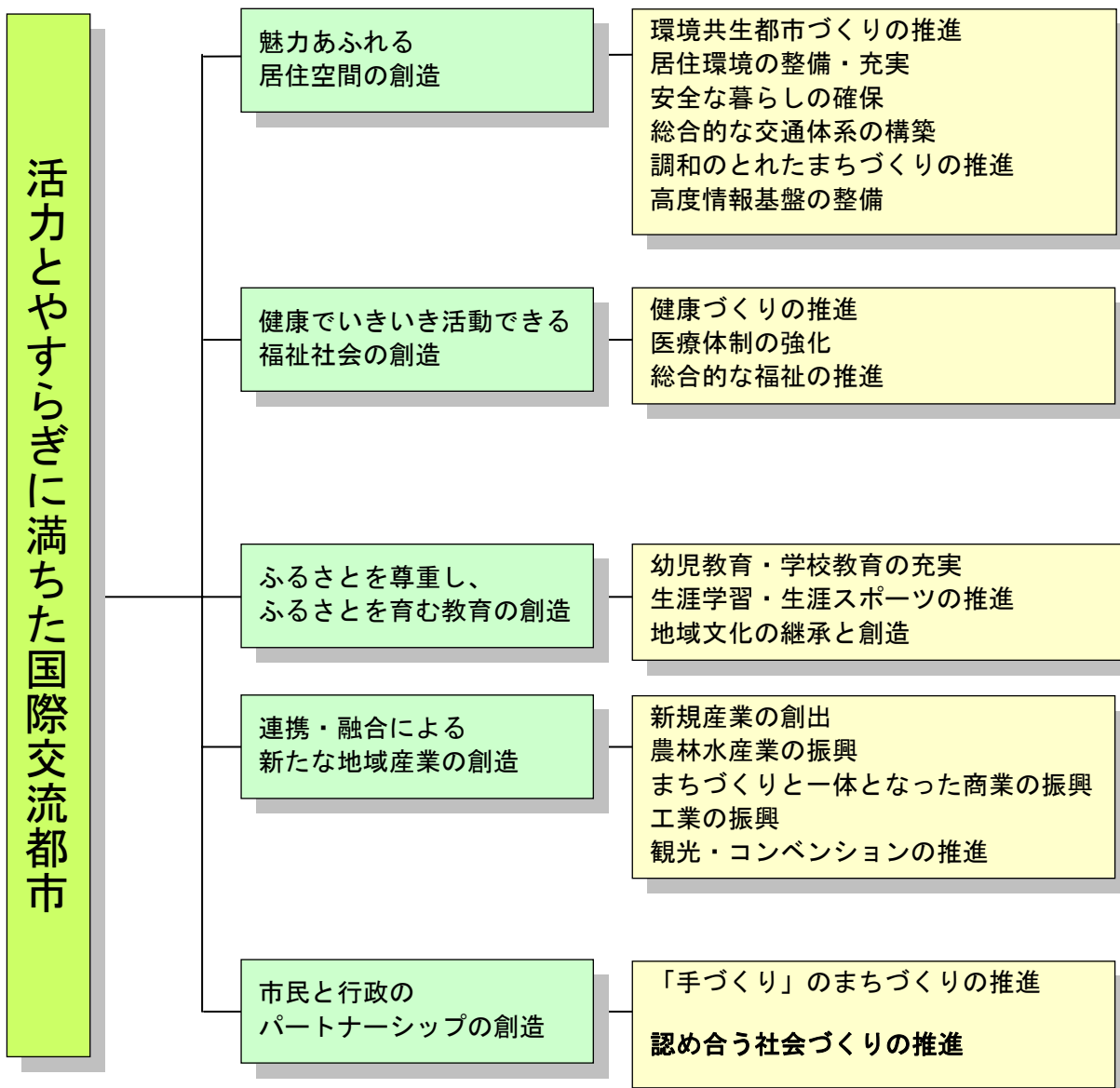
【施策の体系】

本市では、以下の体系に基づき、国・県と緊密な連携を図りながら主要施・主要事業を積極的に推進していきます。また、事業実施にあたっては、国において三位一体改革が進められている現状等を踏まえ、財政状況との調和を図るよう努めることとします。

【都市像】

【まちづくりの目標】

【主要施策】



②宇部市都市計画マスタープラン（平成16年3月）

【都市・自然環境及び景観形成の方針】

1)快適な都市環境の創出

- ・大気汚染や水質汚濁、ヒートアイランド現象などの抑制を図る。
- ・風致地区などの活用による緑地の保全を図る。
- ・土や緑、水のある空間の創出や下水道などの整備による生活環境の改善を図る。
- ・省エネやリサイクルなどの環境問題に対する市民意識の啓発による循環型社会の構築を図る。

2)優れた自然環境の保全と活用

- ・霜降山や平原岳、小野湖などの中部から北部にかけての自然緑地、岐波など東部の自然海岸などは、優れた自然環境を次世代に継承するため、将来にわたり保全を図るとともに、自然とのふれあいの場として活用する。

3)歴史資源の保全と活用

- ・宗隣寺や琴崎八幡宮などの社寺等や周辺樹林地、厚東、東岐波などに点在する史跡は、風致地区などの活用を図りながら一体として保全するとともに、案内標識の設置など利便性の向上に努め、市民の憩いの場として活用する。

4)美しい景観の創出

- ・「宇部市都市景観形成基本計画」に基づき、市民への啓発活動により景観意識の向上を図り、以下の具体的施策により個性的でうるおいのある美しい景観の創出を図る。
 - 広幅員歩道の緑化や花づくり
 - 街角のオープンスペースへの彫刻の展示
 - 地区計画や建築協定を活用した良好な街並み形成
 - 工業地や空港での夜間ライトアップ
- ・景観形成重点地区である真締川周辺地区は、「宇部らしさ」や「宇部の顔」となるよう重点的な整備を進め、官民が一体となって、個性ある空間の創出を図る。
- ・市街地の背景となる丘陵などの良好な緑地の保全を図る。

【特色あるまちづくりに向けた取り組み】

1)魅力と賑わいのある中心市街地の形成

2)環境共生都市の実現

3)産学官連携による新産業・新事業の創出

4)彫刻を活かした都市空間の形成

(2) 関連計画

①宇部市中心市街地活性化基本計画（平成12年3月）

【重点的に取り組む事業】

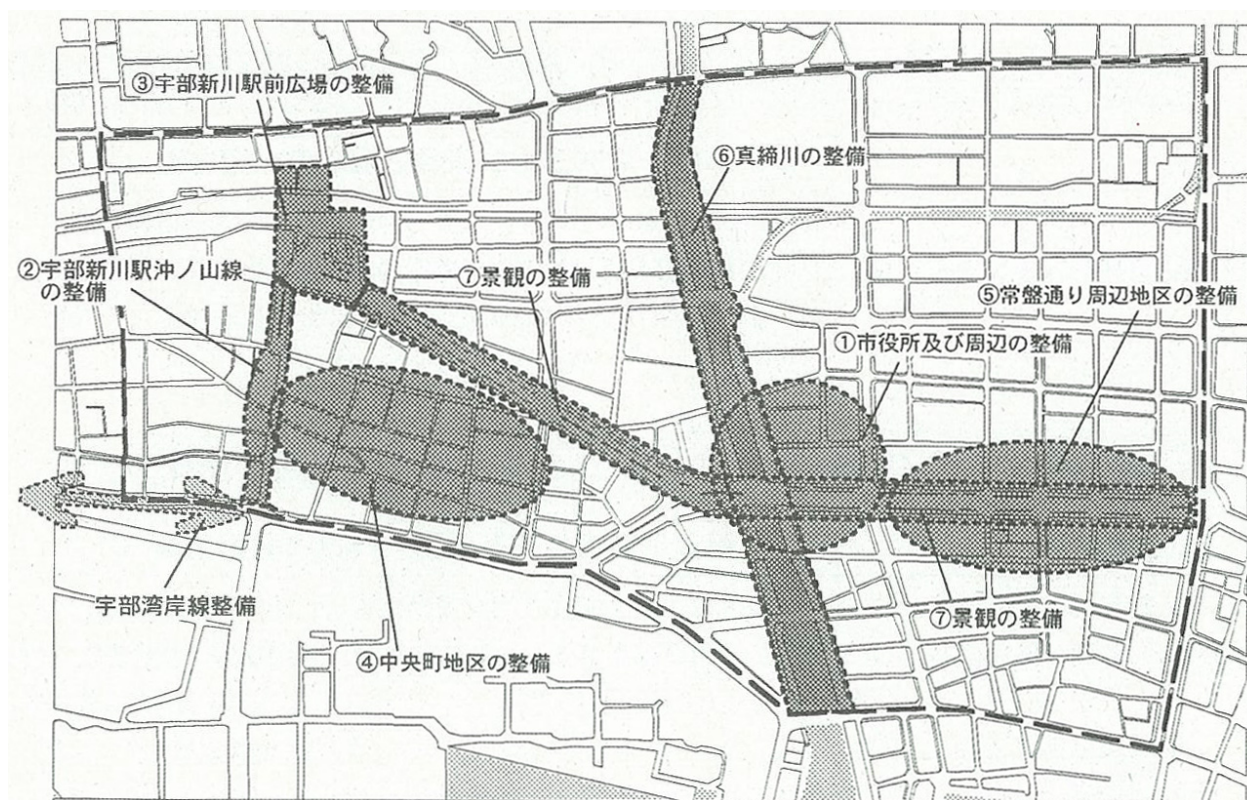
本市の中心市街地は空洞化が進み、にぎわいや魅力、利便性が感じられない状況であり、今後の広域的な交通体系の変化により、中心市街地のあり方が変化してくることも予想される。

今後の基盤整備や建築物整備、交通拠点整備、緑化など市街地整備については、これらに配慮した整備が必要になる。

そこで重点的に取り組む事業としては、以下の7つを実施する。

- 1) 市役所及び周辺の整備 中心市街地の核づくり
- 2) 宇部新川駅沖ノ山線の整備 にぎわいのあるシンボルロード
- 3) 宇部新川駅前広場の整備 交通結節点の強化
- 4) 中央町地区の整備 定住人口の確保と商業基盤の充実
- 5) 常盤通り周辺地区の整備 回遊性向上によるにぎわいづくり
- 6) 真綿川の整備 親水性を重視した都市軸の強化
- 7) 景観の整備 彫刻のライトアップなどによる都市軸の強化

■重点的な取り組み事業の位置



②宇部市緑化事業計画（平成18年3月）

市街地近郊の里山等の保全及び緑地の創出に関する手法を充実するため、都市緑地保全法に変わり新たに施行された都市緑地法に基づき、「宇部市緑化事業計画」を策定し、緑地の保全及び緑化の推進に関する目標および方針を定めています。

【計画の目標】

1. 全国に誇れる街路樹の育成
2. 花の回廊づくりの推進
3. 市街地内における緑地の創出
4. 里山の保全

【計画の方針】

1 街路樹の整備

- (1) 中心市街地幹線道路19路線及び周辺地域幹線道路の整備
- (2) 常盤通りの街路樹
- (3) 街路樹剪定資格者認定制度の検討

2 フラワーロードの整備

- (1) 道路ボランティアによる花づくりの推進
- (2) ボランティア活動困難箇所の植栽
- (3) 花の苗づくりの推進

3 市の公共施設の緑化

- (1) 市民との協働による植樹
- (2) 施設の特徴を活かした樹木の育成

4 緑化地域制度の導入検討

- ・都市緑地法に基づく緑化地域制度等を活用した民有地の緑化を検討する。
- ・指定候補地として、中心市街地の区域において緑地が不足している地区を抽出する。
- ・「宇部市景観計画」との整合性を保ち、真締川周辺などにおける大規模建築物等の敷地の緑化を重要と考え、緑地不足地区以外においても景観上必要な地区についても、候補地として検討する。
- ・指定にあたっては、地域住民の理解と協力が不可欠であり、広報や意識啓発につながる活動を進める。

5 特別緑地保全地区制度の導入検討

- ・都市緑地法に基づく特別緑地保全地区制度等を活用し、市街地及び周辺部の里山の維持・保全策を検討する。
- ・用途地域内のうち、小羽山地区、桃山地区、厚南地区はまとまった良好な樹林地が残っており、植生状況等を調査を行なったうえで、指定候補地を検討する。

6 屋上・壁面緑化の推進

- (1) 公共施設の屋上・壁面緑化
- (2) 民有地の屋上・壁面緑化